

令和 7 年度
第 4 回一宮市農業委員会総会
議 事 錄

と き：令和 7 年 7 月 29 日（火）
ところ：一宮市役所本庁舎 1401 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第4回総会 議事録

令和7年7月29日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

報告第4号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

(農業委員：18名)

1番 酒井 敏夫	2番 岩田 良彦
3番 奥 智子	4番 熊澤 宣明
5番 坂井 利弘	6番 林 泰江
7番 近藤 篤誼	8番 佐野 正実
9番 岩田 健司	10番 酒井 正明
11番 小島 かな子	12番 内藤 秀基
13番 青山 真由美	14番 佐々 均
15番 (欠席)	16番 星野 幸代
17番 成瀬 宏満	18番 杉本 ひろ子
19番 江崎 正雄	

(農地利用最適化推進委員：16名)

1番 木村 光男	2番 伊藤 末雄
3番 伊藤 則夫	4番 後藤 一敏
5番 重松 健三	6番 柴山 守男
7番 (欠席)	8番 浅井 孝義
9番 安田 正雄	10番 立山 克生

11番 青山 豊	12番 後藤 充治
13番 梶田 政弘	14番 森 義光
15番 市川 隆久	16番 大宮 憲治
17番 川井 達朗	

<欠席委員>

(農業委員：1名)

15番 浅野 富士男

(農地利用最適化推進委員：1名)

7番 木全 博

<事務局>

事務局長	古田 雅巳	専任課長	角田 篤彦
課長補佐	坂野 誠		加藤 勝明

開会（午後2時00分）

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和7年度第4回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願ひいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【古田事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第4回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。7番 近藤 篤 誠委員さん、8番 佐野 正実委員さんのご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。

事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転14件です。

詳細は、2ページから4ページとなります。

2ページの26番につきましては、家族間の贈与のため所有権を移転されるものです。27番、28番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。29番、30番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。3ページの31番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。32番から4ページの37番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。38番、39番につきましては、家族間の贈与のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可14件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行つていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することいたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の5ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、6ページをご覧ください。

3番につきましては、駐車場として利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の7ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転14件、使用貸借権設定3件、賃借権設定1件です。

詳細は、8ページから11ページとなります。

8ページの84番から9ページの90番につきましては、分家住宅、91番、92番につきましては、自己用住宅、93番につきましては、診療所、10ページの94番につきましては、有料老人ホームを建築するものです。

以上、11件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、96番から11ページの99番につきましては、駐車場、100番につきましては、駐車場兼物干し場、101番につきましては、資材置場、102番につきましては、蓄電所として利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

102番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可18件につきまして、宜しくご審議のほどお願ひいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の12ページをご覧ください。

議案第4号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。

詳細は、13ページをご覧ください。1番から8番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で賃借権の設定を行うものです。9番から11番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用賃借権の設定を行うものです。12番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で賃借権の設定を行うものです。

なお、地区担当委員（農業委員及び農地利用最適化推進委員）でご協議をいただき、ご了承をいただいております。

以上、農用地利用集積等促進計画案12件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することいたします。

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「現況証明報告について」
- ・報告第4号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの7件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから8ページの所有権移転14件、使用貸借権設定1件、賃借権設定1件です。9ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、10ページから11ページの7件です。12ページをご覧ください。報告第4号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は13ページの1件です。

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願ひいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものといたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第4回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

(午後2時20分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において
署名する。

議長 熊澤 宣明

署名者 近藤 篤誼

署名者 佐野 正実